

# 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う給付金等の支援一覧

国 県 町

令和4年9月1日現在

対象者	制度名	給付等の内容	給付等の条件	問い合わせ先	
個人	国民に一律	特別定額給付金	10万円／人 申請受付終了	令和2年4月27日時点で住民基本台帳に登録されている方	軽井沢町 総務課 0267-45-8298
	町民に一律	生活支援給付金	2万円／人 申請受付終了	令和2年4月27日時点で町の住民基本台帳に登録されている方	軽井沢町 総合政策課 0267-45-8504
		軽井沢ファイト商品券	5千円／人 利用終了	令和2年7月1日時点で町の住民基本台帳に登録されている方	軽井沢町 観光経済課 0267-45-8579
		軽井沢ファイト商品券	5千円／人 利用終了	令和3年8月1日時点で町の住民基本台帳に登録されている方	軽井沢町商工会 0267-45-5307
	休業等により生計が維持できない方	生活福祉資金貸付(緊急小口資金)の特例貸付	20万円／世帯(上限) ※無利子	休業等により収入減少があり生計が維持できない方	
	失業等により生活の維持が困難な方	総合支援資金(生活支援費)	2人以上:月20万円(上限) 単身:月15万円(上限) ※無利子	収入減少や失業等により日常生活の維持が困難な方 ※貸付期間原則3カ月以内(条件により延長・再貸付可)	軽井沢町社会福祉協議会 0267-45-8113
	福祉資金の貸し付けを受けた方	母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金及び生活福祉資金利子補給金	貸付けを受けた福祉資金に係る利子の10/10以内の額	貸付けを受けた福祉資金に係る利子を支払った町内在住の方	軽井沢町 保健福祉課 0267-44-3333
	離職等で住居を失った方又は失う恐れがある方	生活困窮者自立支援事業「住宅確保給付金」	単身世帯:31,800円 2~6人世帯:41,300円 支給期間:原則3カ月	収入の合計金額が基準額未満、金融資産が一定額未満 等	まいさぼ佐久 0267-78-5255
	子育てと仕事を1人で担うひとり親世帯	ひとり親世帯臨時特別給付金	・児童扶養手当受給世帯等:1世帯5万円、第2子以降1人3万円 ・収入が減少した児童扶養手当受給世帯等:1世帯5万円 申請受付終了	令和2年6月分の児童扶養手当受給者、公的年金等の給付により児童扶養手当の支給を受けていない者 等	軽井沢町 子ども教育課 0267-45-8672
		低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯)	5万円／人	次のいずれかに該当 ・公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分児童扶養手当の支給を受けていない方 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方	軽井沢町 子ども教育課 0267-45-8672
	対象児童の保護者等	子育て世帯への臨時特別給付金	1万円／人 申請受付終了	令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当受給者(特例給付者を除く)	軽井沢町 子ども教育課 0267-45-8672
		子育て世帯応援給付金	2万円／人 申請受付終了	令和2年3月31日現在に町内在住の0歳から中学生	軽井沢町 子ども教育課 0267-45-8672
		低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親以外の世帯)	5万円／人	次の両方に該当 ・令和4年3月31日時点で18歳未満の児童(障がい児の場合は20歳未満)を養育する父母等 ・令和4年度住民税(均等割)が非課税の方、または令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方	軽井沢町 子ども教育課 0267-45-8672
新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は感染が疑われた場合に療養のため労務に服することができない方	新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金	(直近の継続した3ヶ月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額)×2/3×日数(支給対象となる日数)	軽井沢町国民健康保険または長野県後期高齢者医療保険の被保険者(給与等の支払いを受けている場合に限る)	軽井沢町 住民課 0267-45-8540	

※この表は、国・県・町の支援策等の主なものをまとめたものとなります。